



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付せていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安...
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☞ **ご相談先は裏面に！**

信託のこんな活用法 ～ 受託者の候補者が高齢

親亡き後への備えとして民事信託を活用する場合、誰に受託者をお願いすればよいのかという点に頭を悩ませるケースは少なくありません。

ご自身の財産を、将来のお子さんの生活のために「信じて託す」相手ですから、通常は、お子さんのことをよく理解されているご家族や親族にお願いするケースがほとんどでしょう。ところが、適任者が高齢な方しかないような場合、信託期間が終了するまでの間にお亡くなりになってしまったり、認知症等により管理に支障が生じたりすることも容易に予測できますね。

信託期間中に受託者を交代するためには、信託法の定めに従い、次のような手続きを踏む必要があります。

たとえば、最初の契約に「二次受託者」の定めを置いていない場合や、十分な意思疎通が図れていなかったため二次受託者として指定されていた方が就任を拒絶した場合には、委託者と受益者の合意により（委託者が死亡している場合は、受益者が単独で）、新受託者を選任しなければなりません。

仮に、新受託者の選任について協議が調わない場合や、適任者が存在しないような場合には、裁

判所に新受託者の選任を求める申立てをしなければなりません。この場合に選任される受託者は、お子さんとは縁もゆかりもない法律専門家となるのが通常ですので、親御さんの思い描く支援が継続されるか否かは疑問です。

そこで、途切れない財産管理に備えるため、最初の契約締結時点であらかじめ次順位の受託者を定めておくことをお勧めします。適任者がいない場合でも、法律専門家が関与した法人を受け皿として長期にわたる継続した支援に備えることも考えられますので、ぜひご検討ください。

民事信託FAQ

今号からの新コーナー！皆さんの疑問にお答えします！！

Q・所有するアパート1棟を二人の子に相続させ、家賃は平等に分けて欲しいのですが、名義を共有とすることには抵抗があります・・・

A・ご兄弟が1棟のアパートを共有すると、家賃の改定や大規模修繕、建替えなどの際に、お二人の意見調整が必要となり、柔軟な対応に支障が生じる可能性も否めませんね。また、将来の相続を考えると、いとこ同士、さらにははとこ同士の共有状態が生じ、さらに意見調整が困難となる事態も想定できます。

このようなケースでも、民事信託が活用できます。受託者を兄弟の一人、受益者を兄弟お二人とすることで、ご希望を叶えることができそうです！

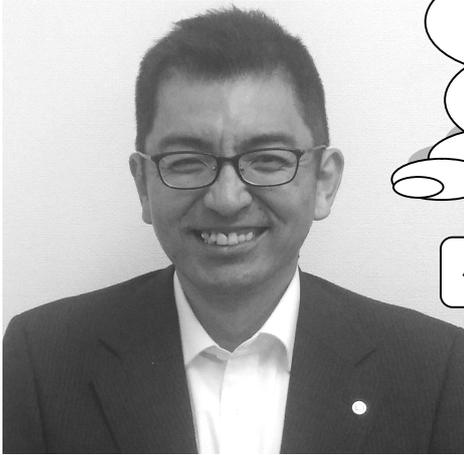
Q・独身の叔父が長期入院… 甥にあたる私は、叔父から治療費等の引出しを頼まれたのですが、その都度、本人確認が必要な点がとても面倒です...

A・叔父さんの判断能力がしっかりされていることが前提ですが、叔父さんの預金の中から一定額を信託財産と指定し、甥御さんを受託者、叔父さんを委託者兼受益者とする信託契約を締結しましょう。最初に信託財産の引出しをする際には叔父さんの本人確認が必要ですが、以後は甥御さんが信託口座から自由に引き出して医療費の支払いに充てることができます。

高齢の親御さんの介護費用の支払いなどでも応用できますね！

「叶」のメンバー を紹介します！

By 小出



小出 洋史 から見た

中里 功 さん

6人目のメンバー紹介は、浜松市東区半田山で浜松総合事務所を開設した **中里 功さん**です。

中里さんは、複雑困難な事件を数多く解決してきました。これは、中里さんが優秀であることのほかに「あきらめない」という姿勢が際立っているからです。「無理だ」と思われる事件も、中里さんは「何かないか」と常に考えを巡らせます。このように、依頼者の悩みを解決しようとする粘り強い姿勢は、同じ法律家として誇らしさを感じます。

難しいと言われ、諦めかけた悩みを抱えている方は、ぜひ中里さんに相談してみてください。本当に、頼りになる司法書士ですよ！



ナゴヤドームにて！

ブログにご注目！

- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

私たち「叶」では、日々、ブログを更新しています。

最近では「モデル契約書の解説」コーナーが連載されています。民事信託のイメージをつかむには、契約書の内容をしてみるのが一番。「百聞は一見にしかず」です。

ブログでは、他にも各メンバーの個性あふれる記事が満載です。是非、一度ブログを覗いてみてください。
「民事信託 叶 ブログ」で検索！



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【 窓口担当・小出 洋史 】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。